

VOC 排出インベントリ検討会の進め方について(案)

1. 本検討会の目的

本検討会では、平成 14 年度に検討した平成 12 年度揮発性有機化合物排出インベントリ(以下、「既存インベントリ」という。)の作成方法について見直しを行い、継続的に精度良く VOC 排出量を推計し、新たな VOC 排出インベントリを作成する手法を検討することを目的とする。また、VOC 排出抑制対策の進捗状況を的確に把握するため、VOC 排出量の法令取扱分類等の内訳の把握方法についても併せて検討を行う。

2. 検討項目

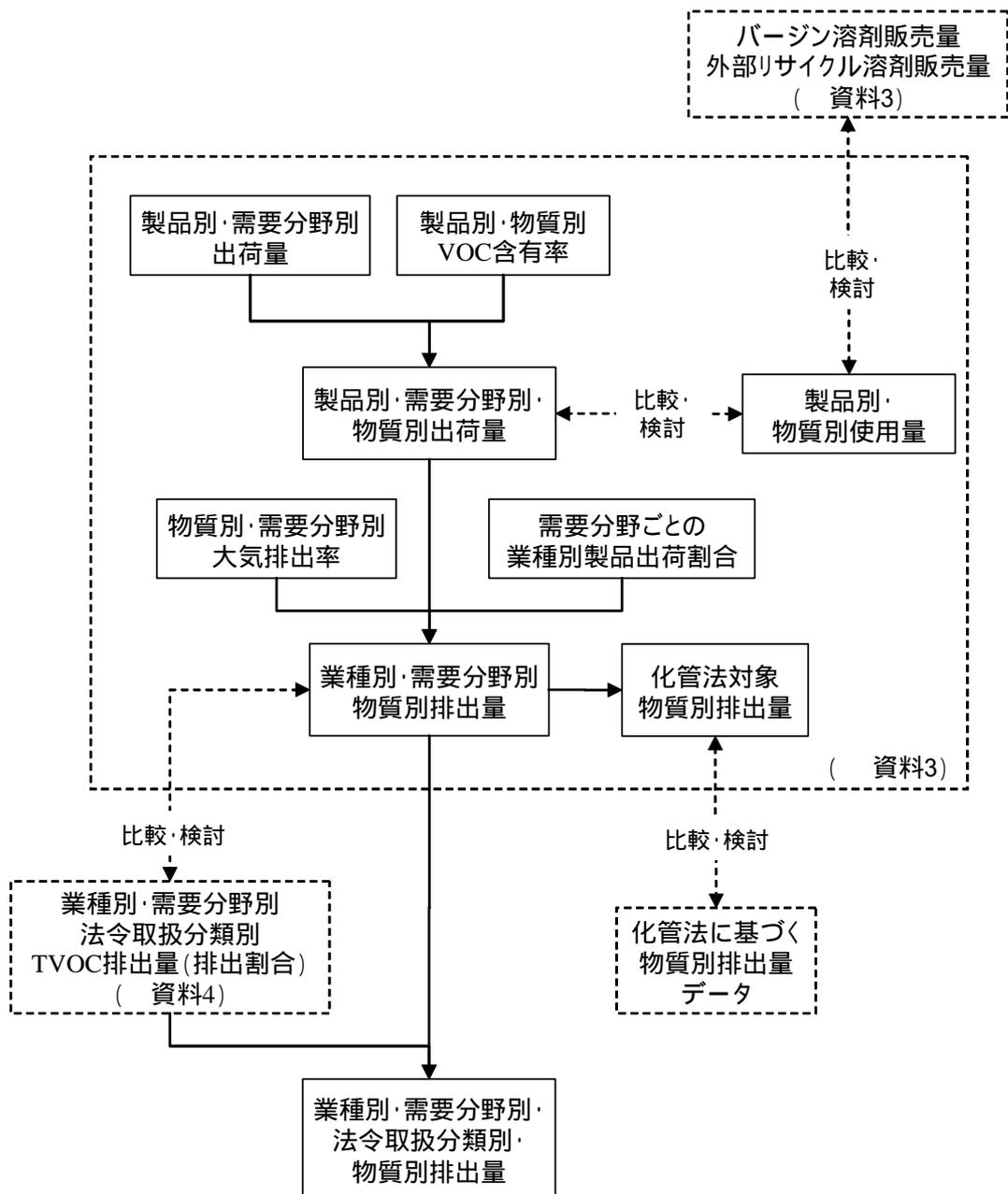
作成する VOC 排出インベントリの枠組を表 1、基本的な推計方法を図 1 に示す。

表 1 VOC 排出インベントリの枠組

項目	内容
作成目的	VOC 排出抑制対策の進捗状況の把握
対象範囲	事業活動に伴う排出を中心に、規制や自主的取組の対象となり得る排出すべて 自然発生源や移動発生源、その他自主的取組で対応困難な排出(例: 燃焼、喫煙等)は VOC 排出インベントリの対象外(従前どおり)。 対象外の排出量も可能な範囲で他のデータを引用し、参考として示す。
対象年度	平成 12 年度(VOC 規制の基準年)及び平成 17 年度 1 年間の合計排出量とし、季節別や時間帯別の内訳は(当面)推計しない。
対象地域	全国 都道府県別やメッシュ別等の内訳は(当面)推計しない。
対象とする推計区分	発生源(製品、工程・施設)、分野(需要分野、業種)、物質、法令取扱分類(表 2 に推計区分ごとの定義を記載)
対象とする VOC	大気汚染防止法の「揮発性有機化合物」の定義(下記)と同じ 第 2 条(前略) 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)をいう。(後略)

表 2 推計区分ごとの定義

推計区分		定義	例
発生源	製品	経済活動等に使用する VOC を含む原材料や資材	塗料、印刷インキ、接着剤、工業用洗浄剤、燃料など
	工程・施設	経済活動等を行う際に VOC を排出する工程や施設	塗装、印刷、接着、洗浄、貯蔵、出荷、化学製品の製造など
分野	需要分野	上記の「製品」を使用して造られる製造品のグループに「家庭」と「輸出」を加えたもの	建物、建築資材、自動車、機械(自動車以外)、金属製品、木工製品など
	業種	「日本標準産業分類」による産業別の統計基準	建設業、輸送用機械器具製造業、金属製品製造業、化学工業など
物質		VOC に該当する化学物質や物質群、又はそれらの混合物	トルエン、酢酸エチル C8 のパラフィン等
法令取扱分類		大気汚染防止法による VOC 対策の進捗状況の把握のため設定した区分	規制施設、すそ切り以下施設、対象外施設、屋外等



注：本図は基本的な推計方法のフローを示したものであり、このフローに従わない推計方法があり得ることに留意が必要である。

図 1 基本的な推計方法

具体的な検討項目とその具体的な方針(案)は以下のとおり。

ア 既存インベントリの見直し

1) 発生源区分の見直し(資料 2)

本検討会では継続的に数量を適切に把握することが可能な発生源区分方法を検討する。

2) 発生源の拡充

上記 1) で設定した発生源区分に従って、生産量や排出量の多寡を考慮して追加すべき発生源の拡充の検討を行う。

3) 排出量の推計手法(資料 3)

VOC 排出量は基本的には「VOC 取扱量」と「大気排出率」を乗じて算定されるか、「排出量」のデータを引用していた。そこで、これらのデータを継続的に把握する手法を検討する。

4) 平成 12 年度及び平成 17 年度分排出量の推計及び検証(資料 3)

上記 3) の推計手法を用いて平成 12 年度及び平成 17 年度排出量を推計すると共に、「各種の排出量推計の結果」や「溶剤メーカーへのアンケート調査によって把握した使用量等」と比較することにより、その妥当性を検証する。

イ VOC 排出抑制対策の実施状況の把握方法の検討

1) 法令取扱分類別排出量の把握(資料 4)

VOC 排出抑制対策の実施状況を的確に把握するため、工程・施設別及び分野別に表 3 に示した法令取扱分類別排出量の内訳を把握する方法を検討する。

表 3 VOC 排出に係る法令取扱分類

法令取扱分類	該当する VOC 排出施設等		
	排出場所	施設種類	施設規模
規制施設	屋内	規制対象の施設種類	規制対象規模以上
すそ切り以下施設			すそ切り以下
対象外施設		種類として規制対象外の施設	-
屋外等	屋内	施設なし(開放状態での取扱)	-
	屋外	-	-

2) 排出抑制対策の実施状況の検証

客観的データに基づいて法令取扱分類別排出量を検証する手法についても検討する。

3. 臨時委員

揮発性有機化合物排出インベントリの発生源に関係した業種等は多岐にわたることから、適切な業界団体に対して臨時委員としての参加を要請する必要がある。臨時委員の候補としては VOC 自体又は VOC を含む製品を製造している事業者を会員とする業界団体やそれらを使用している事業者を会員とする業界団体等の関係者が挙げられる。

臨時委員の候補と考えられるもの(団体名のみ)を表 4 に示す。

表 4 臨時委員の候補(例)

VOC の取扱方法	業界団体名
VOC 自体又は VOC を含む製品を製造	(社)日本塗料工業会 日本接着剤工業会 印刷インキ工業会 石油連盟
VOC 自体又は VOC を含む製品を使用	日本印刷産業連合会 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 (社)日本自動車工業会 (社)日本造船工業会 日本製紙連合会 (社)日本建材・住宅設備産業協会
上記のいずれにも該当	日本産業洗浄協議会 (社)日本化学工業協会
VOC 自体又は VOC を含む製品を貯蔵、販売	石油連盟(再掲) 全石連(全国石油商業組合連合会、 全国石油協同組合連合会)

4. スケジュール

本検討会は表 5 に示すスケジュールで進めることとしたい。ただし、今後の作業の進捗状況に応じて、適宜見直すこととする。

表 5 本検討会の今後のスケジュール(予定)

	開催時期	主な検討内容
第1回	10月19日	・ 検討会の進め方 ・ 発生源区分 ・ 発生源毎の情報収集
第2回	11月中旬	・ 追加すべき発生源 ・ 情報収集状況の報告 ・ 発生源別推計方法
第3回	12月中旬	・ 改訂インベントリの中間報告 ・ 推計結果の検証方法
第4回	1月下旬	・ 法令取扱分類別の内訳の報告 ・ 改訂インベントリの報告 ・ 結果のとりまとめ ・ 専門委員会への報告について